

議案第3号

日進市印鑑条例の一部改正について

日進市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年2月25日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により印鑑登録に係る登録資格を見直すため、日進市印鑑条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

成年被後見人が印鑑の登録を受けることができないとする規定を改める。

日進市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市印鑑条例(昭和62年日進町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u>	(登録資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>成年被後見人</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。